

第4次 かほく市行政改革大綱

(令和2年度～令和6年度)

ひろがる海、空、そして緑。
大自然を深呼吸できるまち



令和元年12月

かほく市

目 次

I	行政改革の必要性	1
1	これまでの取り組み	1
2	地方公共団体を取り巻く状況	3
3	新たな行政改革の必要性	3
II	行政改革の基本方針	4
III	行政改革の推進体制	5
1	推進組織体制	5
IV	行政改革の実施期間	7
V	行政改革の推進事項	8
1	市民サービス向上	8
(1)	情報公開の推進	8
(2)	パブリックコメント制度の推進	8
(3)	定住促進の推進	9
(4)	一体的な子育て支援の充実	9
(5)	市民の健康づくりの機会創出	9
(6)	機能的な組織の構築	1 1
(7)	専門的業務研修の実施	1 1
(8)	防災体制の強化	1 1
2	民間活力の積極的活用	1 2
(1)	窓口業務（住民票・証明発行業務）	1 2
(2)	C A T V（番組制作・放送業務）	1 2
(3)	公用車（管理・運転業務）	1 2
3	効率的な財政運営の確保	1 4
(1)	受益者負担/分担金の適正化	1 4
(2)	市税等の収納率の向上	1 4
(3)	新たな財源制度の確保	1 4
4	事務事業の継続的な見直し	1 5
(1)	人事評価に基づく効果的で適正な人員管理	1 5
(2)	定員管理、給与制度の適正化	1 5
(3)	事務事業の整理合理化	1 6
VI	資料《用語解説》	1 7

I 行政改革の必要性

1 これまでの取り組み

かほく市では平成17年度に「第1次かほく市行政改革大綱」を策定して以降、現在の「第3次かほく市行政改革大綱」に至るまで、それぞれの方針や実施項目等に基づき、様々な取り組みを推進してきました。

かほく市が誕生して最初に策定した「第1次かほく市行政改革大綱」では、旧3町の合併^{*}、また、国による三位一体の改革^{*}などを背景として、行財政基盤の強化を図るとともに、組織の合理化やサービス水準の適正化などに取り組みするため、行政改革推進の方策として実施計画を定め、改革を推進してきました。

この実施計画では、改革に向けた具体的な実施内容として「推進項目」を設定し、実施時期や数値目標を掲げることで目的や方向性を明確なものとしており、「第1次かほく市行政改革大綱」では、推進項目83項目中、63項目が目標を達成し、達成項目数による達成率は75.9%となり、一定の成果を得られました。

「第2次かほく市行政改革大綱」では、第1次での取り組みを踏まえ、第1次実施計画において一部実施や検討中となった20の推進項目を含めた65の推進項目により行政改革を推し進めることとされ、推進項目65項目中、57項目が目標を達成し、達成項目数による達成率は87.7%となりました。

また、平成27年度から取り組んでいる、現在の「第3次かほく市行政改革大綱」では、市民や行政を取り巻く環境の変化を捉え、高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応していくこととして推進項目の内容充実を図るとともに、事務事業の本質を改めて見直すことにより、市民サービス^{*}の質をより向上させることとしました。

なお、平成30年度末時点では、具体的な推進項目66項目中、52項目が目標を達成し、達成項目数による達成率は78.8%となっています。

社会の変革とともに、市民や行政を取り巻く環境は刻一刻と変化しており、今後も行政改革の内容の見直しを図りつつ、取り組みを途切れることなく積極的に推進していくことが必要です。

かほく市の行政改革（これまでの取り組み項目について）

○平成17年 第1次行政改革大綱を策定（平成17年度から平成21年度まで）

8つの大項目に基づき、83の実施項目を推進
83項目中63項目は達成（達成率75.9%）

○平成22年 第2次行政改革大綱を策定（平成22年度から平成26年度まで）

8つの大項目に基づき、65の実施項目を推進
65項目中57項目は達成（達成率87.7%）

○平成27年 第3次行政改革大綱を策定（平成27年度から令和元年度まで）

重点項目を5つ挙げ、66の実施項目を推進
66項目中52項目は、既に達成済（達成率78.8%）【平成30年度達成状況】

（参考）これまでのかほく市行政改革大綱の項目について

【第1次及び第2次】

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| ①公正の確保と透明性の向上 | ⑤行政の情報化 |
| ②組織・機構の合理化 | ⑥公共工事の適正化 |
| ③公有財産 [*] の有効活用 | ⑦人材の育成・確保 |
| ④事務事業の見直し | ⑧経費の節減合理化等による財政の健全化 |

【第3次】

- | | |
|--------------------|------------------|
| ①開かれた市政の推進 | ④組織の合理化と優秀な人材の育成 |
| ②効率的で質の高い行政サービスの提供 | ⑤財政の健全化 |
| ③公有財産の有効利用 | |

2 地方公共団体を取り巻く状況

近年、国の各種施策等により景気回復が図られ、国全体としては経済の好循環が現れつつありますが、地方においては一部の業種では好転がみられるものの、その効果がなかなか実感されない状況であります。また、少子高齢化は今や現実のものとなり、社会保障制度[※]における先行きの不透明感が強まっているほか、相次ぐ自然災害の発生など、市民生活や行政運営に大きな影響を及ぼす不安定要素が散見されます。

そのような中、地方分権[※]改革が着実に進められ、国から地方公共団体へ様々な権限が移譲[※]されると同時に、自らの判断と責任に基づく行政運営がより一層求められることとなったほか、コンプライアンス[※]の徹底や地域の実情に応じた施策の展開など、より専門性の高い行政運営による市民サービスを展開していくことが求められています。

また、情報通信分野においてもRPA[※]やAI[※]などにおける技術の進展が目覚ましく、それらを柔軟に取り入れることや、PPP[※]・PFI[※]を始めとした民間活力の積極的活用などを通じて、効率的な業務執行を図り、事務の迅速化や組織機構の合理化を進めるなどの取り組みが広まりつつあります。

3 新たな行政改革の必要性

「第1次かほく市行政改革大綱」を策定してから14年が経過しましたが、その間、かほく市においては、住みやすく、安全・安心なまちづくりを目指し、様々な事業を展開してきました。

財政状況では、基金の増加や経常収支比率、実質公債費比率などの財政指標[※]について、一定の効果が目に見える形として現れておりますが、市町村合併による国からの財政支援が平成30年度をもって終了し、これまでの取り組みの成果を含め、その真価が問われることとなります。

そのような中であって、近年の地方を取り巻く状況は、前述のとおり不安定要素が散見されるとともに、社会情勢や住民意識の変化に伴うニーズの高度化・多様化は今後更に高まっていくことが予想されます。

これまでの行政改革において取り組んできた行財政基盤の強化などについて、引き続き継続していくことはもとより、現状における課題や市民ニーズを的確に把握し、「選んでもらえるまちづくり」に向け、新たな改革を進めて行く必要があります。

Ⅱ 行政改革の基本方針

第4次行政改革大綱では、地方分権時代にふさわしい、自主性・自立性に富んだ魅力あるまちづくりを展開していくため、常に市民目線に立ち、職員一人ひとりが市民との協働^{*}による行政改革に取り組み、様々なアイデアを出し合いながら、業務の合理化・効率化を積極的に推進するとともに、「選んでもらえるまち」の実現を目指します。

また、将来にわたって持続可能な市民サービスの体制を構築するため、これまでの行政改革大綱の基本的な取り組み手法は踏襲しつつも、本来の行政が行うべき事務事業についてもしっかりと対応した上で、時代背景に即した一歩先の取り組みを目指します。

さらに、新たな行政課題や、ますます高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、これまで行政が行うことが当たり前とされてきた分野についても、民間活力の積極的な活用について検討するとともに、民間のノウハウや、最新の情報技術の導入などについても、必要性や効果の検証を進めます。

以上のことを踏まえ、改めて項目を整理・統合し、次の4項目を重点項目として定めるとともに、実施期間中においても実施項目等について市民ニーズの分析や検証を行い、必要な見直しを行いながら、市民サービスの質をより向上させるよう、創意工夫をもって積極的に取り組んでいきます。

第4次かほく市行政改革大綱の重点項目及び実施項目について

①市民サービス向上

- ・ 情報公開の推進
- ・ パブリックコメント制度^{*}の推進
- ・ 定住促進の推進
- ・ 一体的な子育て支援の充実
- ・ 市民の健康づくりの機会創出
- ・ 機能的な組織の構築
- ・ 専門的業務研修の実施
- ・ 防災体制の強化

②民間活力の積極的活用

- ・ 窓口業務（住民票・証明発行業務）
- ・ C A T V^{*}（番組制作・放送業務）
- ・ 公用車^{*}（管理・運転業務）

③効率的な財政運営の確保

- ・ 受益者負担／分担金の適正化
- ・ 市税等の収納率の向上
- ・ 新たな財源制度の確保

④事務事業の継続的な見直し

- ・ 人事評価に基づく効果的で適正な人員管理
- ・ 定員管理^{*}、給与制度の適正化
- ・ 事務事業の整理合理化

Ⅲ 行政改革の推進体制

1 推進組織体制

本大綱に基づく行政改革を迅速かつ的確に進めるため、庁内の推進体制として「かほく市行政改革推進委員会」を中心に、行政機関や、各種審議会^{*}・委員会等を含め全庁的に取り組みます。

なお、「第4次かほく市行政改革大綱」においては、第4次の行政改革の必要性と基本方針を定め、それに基づき改革の実施に向けた推進事項を位置付けるものとします。また、大綱に基づく「第4次かほく市行政改革実施計画」を策定し、行政改革の推進事項の実現のための具体的施策や目標値、実施計画スケジュール及び担当課等を定め、計画的に進行管理を行っていくものとします。

◎かほく市行政改革推進委員会

各種団体の代表者や有識者のほか市民公募委員からなる組織で、市長に対して行政改革の推進及び行政改革大綱の策定に必要な意見、助言等を行います。

◎かほく市行政改革推進本部

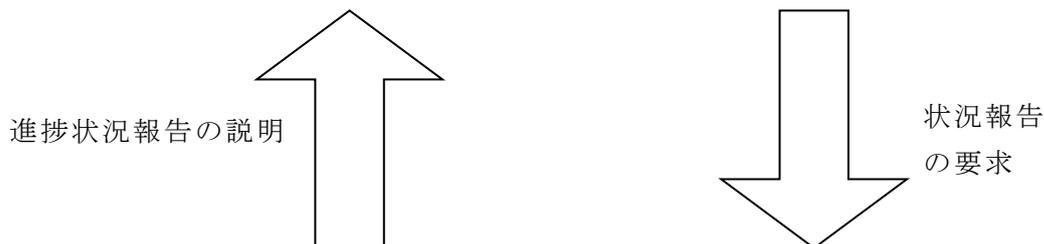
定期的に行政改革の進捗状況について調査し、改革に必要な協議、専門部会への指示等を行います。

◎かほく市行政改革専門部会

行政改革推進項目の進捗状況の把握及び調査・検討を行い、実施内容の見直し等について行政改革推進本部に意見、指示を求め、実施内容の改善等の協議を行います。

◆ 第4次行政改革推進体制

かほく市行政改革推進委員会	
構成	会長1名 職務代理者1名 委員10名 計12名 (各種団体の代表者、有識者、公募市民)
所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市長からの諮問に応じ、市の行政改革推進に関する重要事項を調査・審議 ・地方分権及び行政改革案に係わる提言・意見 ・行政改革の実施状況の検証・評価



かほく市行政改革推進本部	
構成	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 本部員：部(局)長、課長
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革推進委員会からの意見反映 ・行政改革大綱の審議・決定 ・行政改革大綱に基づく改革の推進・進行管理 ・地方分権の推進・その他行政改革に係る重要事項 ・市民への行政改革の推進に伴う成果等の公表



かほく市行政改革専門部会	
構成	課長補佐、係長級の職員で構成 部会員：全課(局)代表
所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革大綱実施計画推進項目に関する進捗状況の把握 ・推進項目の調査・検討 ・その他実施計画に係る事項についての協議

IV 行政改革の実施期間

「第4次行政改革大綱」の実施期間は、令和2年度を初年度として令和6年度までの5年間とし、実施計画で各年度における具体的な実施スケジュールに基づき、PDCAサイクル*による進行管理を行うとともに、進捗状況についても市のホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

また、今回の大綱に組み込まれなかったもの、あるいは今後生じる課題についても、実施期間中においてその都度、状況に応じた検討・見直しを行います。



※ 第3次行政改革大綱 実施期間 …… 平成27年度から平成31年度（令和元年度）まで
 （平成26年度に策定）

※ 第4次行政改革大綱 実施期間 …… 令和2年度から令和6年度まで
 （令和元年度に策定）

V 行政改革の推進事項 ～主な推進事項と目指すべきかほく市の姿～

1 市民サービス向上

多様化・高度化する市民ニーズや厳しさを増す社会経済情勢に対応するため、行政サービスの根幹をなす業務や財源を整理した上で、柔軟に応えられる事務体制を目指す。

また、市民の知りたいことを把握し、メリハリのついた情報発信や、より有効に市民の声を反映する手法を検討するとともに、市の定住促進策を推進する手段の検討や一体的な子育て支援充実手法の検討、行政と市民が一体となり取り組める健康推進手法の検討、窓口ワンストップなどの機能的な組織の構築に向けた取り組みの検討、職員の専門的知識の習得、様々な災害を想定した防災体制の強化などの市民サービス向上につながる積極的展開を行う。

(1) 情報公開の推進

- ① 公文書開示請求*の電子申請を可能とするとともに、請求内容の概要とその開示の可否について結果をHPで公開する。また、市役所庁舎前にある掲示場（告示板）の内容をHPにて公開する。

効果	請求者の利便性向上につながるとともに、どのような情報が請求可能かを広く周知することができる。 市役所まで足を運ぶことなく、各種告示を確認することができるようになり、利便性向上につながる。
----	--

- ② 市ホームページの構成等の全面的な見直しを行う。

効果	より見やすく分かりやすいHPとすることで、効率の良い情報発信ができ、利便性が向上する。
----	---

(2) パブリックコメント制度の推進

アンケートを積極的に実施し、市民ニーズを幅広く調査するほか、パブリックコメント制度の活用や各種委員の市民公募を積極的に推進する。また、意見募集方法についてより一層市民の皆様からの意見の提出方法を簡単にできるように検討する。

効果	市へ寄せられた意見や回答について、その内容を広く分かりやすく公表することにより、市民からのよりよい意見の提出が期待でき、市民ニーズの的確な把握につながる。 募集方法については、これまでの実績等を調査・検討し、市民からの意見の提出方法を容易にすることにより、多くの市民の意見を計画等に反映させることができ、市民ニーズに沿った計画の策定ができる。
----	--

(3) 定住促進の推進

若年層などの定住を図るため、効果的な各種定住促進事業を検討、実施するとともに、市の住みよさを効果的に発信する。

効果	かほく市の住みよさや定住促進策を若年層などに向け効果的にPRすることにより、定住促進を推進することで若年層の転入を促進し、市の活性化を図ることができる。
----	--

(4) 一体的な子育て支援の充実

① 令和2年度からの第2期かほく市子ども・子育て支援事業計画*に基づき、関係各課と連携し、一体的な子育て支援を実施する。また、定住促進効果等により増加する乳幼児・児童に対応するため、更なる認定こども園*や学童保育クラブ*の受け入れ体制の強化策を検討する。

効果	第2期計画策定時にニーズ調査を行うことから、計画に沿って各種事業に取り組むことで、よりの確に市民ニーズを捉えた必要性の高い子育て支援事業を展開することができる。
----	--

② 妊産婦・乳幼児等の状況を把握し、支援が必要なケースに医療機関や児童福祉等の関係機関と連携を図り継続的かつ包括的に支援を行う。

効果	産後うつ予防や育児不安の軽減、虐待の予防を期待できる。
----	-----------------------------

(5) 市民の健康づくりの機会創出

① 健康プラン21を基に、健康ポイント等を活用した健康における知識の啓発、健康ウォーキング等を推進する。

効果	健康への関心を高め、日常の活動量を増やすなどの生活習慣の改善により、生活習慣病発症の予防・重症化予防につながる。
----	--

- ② 地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。また、介護者教室を開催し、介護の知識や介護力の向上、介護者間の交流の機会を確保する。

効果	介護予防の推進により、要介護認定率 [*] の増加を抑制、要介護認定者の重症化を防ぐことができ、介護給付費の抑制にもつながる。 家族介護者が適切な介護方法を習得することで、被介護者と介護者相互の心身の健康が維持される。また、在宅介護が継続でき、介護給付費の抑制にもつながる。
----	---

- ③ 市民の学習の場として開校している「かほく市民大学校」において、健康づくりをテーマとする学習機会を提供する。また、「かほく市出前講座」について、引き続き講座の分類に健康づくりに関する講座メニューを設ける。

効果	生涯学習の理念に基づき、「いつでも、どこでも、何度でも、誰でも」学習できる機会について、健康づくりをテーマとする学習の機会も含めて充実させることによって生涯学習活動の活性化、市民の学習意欲の向上と豊かな人材育成に大きく寄与する。
----	--

- ④ 市民体力テストをはじめとして、石川県立看護大学等との連携事業を継続・拡充し、更なる地域住民の健康づくりを推進する。また、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加できるニュースポーツイベントを開催し、健康で生きがいを感じる機会の充実に努め、市民の健康・体力の増進を図る。

効果	誰もがそれぞれの体力や年齢、興味等の目的に応じて、スポーツに親しむ機会の充実を図ることにより、スポーツへの参画人口の拡大、健康づくりと生きがいづくりの高揚を図ることができる。
----	---

(6) 機能的な組織の構築

窓口ワンストップ化^{*}に向けた関係各課によるワーキンググループを立ち上げ、その調整を行う。係ごとの業務を洗い出し、横断的業務や重複・類似業務の集約の検討を行う。

効果	各課において所管する業務を持ち寄り、グループで業務内容を確認することで、関連する窓口手続きの集約化を図ることができる。
----	---

(7) 専門的業務研修の実施

国、県の専門研修機関を利用し、職員が専門的知識、技術を身につける。

【研修機関】

- ・石川県市町村職員研修所（県が運営する市町職員に対する研修機関）
- ・総務省自治大学校（地方公務員に対する国唯一の研修機関）
- ・市町村アカデミー（全国市町村研修財団が運営する市町村職員に）
- ・国際文化アカデミー（対する研修機関）

効果	専門的業務研修により、個人のスキルアップから職員の人材育成へとつながり、組織の維持・持続性が保たれる。 他自治体との意見交換等により、常に問題意識を持ちながら業務を実施し、事務改善や問題解決等を図ることができる。
----	---

(8) 防災体制の強化

拠点避難所（市内9小中学校）の施設状況に合わせた運営マニュアルの見直しを行うほか、各種ハザードマップ^{*}についても国・県からの区域変更の情報を適宜反映させて見直しを行い、様々な機会を捉えて防災士^{*}を始めとした市民に周知する。また、拠点避難所ごとにマニュアルを整理し、ホームページに公開する。

効果	避難方法や避難所運営の説明とともに、見直し等による変更点などを併せて周知していくことで、有事の際のスムーズな避難や自主防災組織 [*] 等の円滑な運営につながる。 施設の配置やレイアウトが拠点避難所により異なることから、配置図などを含めたマニュアルを個別に整備することで、より具体的で分かりやすいものとするができる。
----	--

2 民間活力の積極的活用

官民の業務分担を見極め、住民票や証明発行業務等の窓口業務、CATVの番組制作・放送業務、公用車の管理・運転業務など、民間が行えることは民間に委託し、サービス向上と行政のスリム化を目指す。

(1) 窓口業務（住民票・証明発行業務）

民間活力を利用することによるメリット、デメリット等を調査検討し、委託可能な業務について委託する。

効果	民間活力を利用することで、市民サービスの向上、複雑化する業務への職員配置が可能となる。
----	---

(2) CATV（番組制作・放送業務）

- ・撮影及び編集業務委託の拡大
- ・新サービス対応機器の共有推進
- ・有識者による番組審議

効果	取材機会の拡大による市民ニーズへの対応拡大 コストを抑制したうえでのサービス拡大(4K対応など) 外部の意見を反映した番組品質の向上
----	--

(3) 公用車（管理・運転業務）

- ① 公用車のメンテナンスや消耗品等の更新等を含めた一括委託の検討を行う。

効果	複数台ある公用車の整備や点検時期の把握など、職員が行っている管理業務を委託することにより、業務のスリム化が図れるほか、車検や故障時の代替え車両の提供なども契約に加えることで、安定した運用が期待できる。
----	--

- ② 福祉巡回バス※は運転業務のみ外部（シルバー人材センター）に委託しているが、車両の維持管理、運行管理、ルートの見直し等、行政が処理している業務も包括的に外部委託する。

効果	福祉巡回バスの運転業務を外部委託することで競争の原理が働き、質の向上（快適な車内空間、市場調査によるルート分析、様々なサービスの付加等）が期待できる。 行政の業務量が縮減し、効率的な人員配置ができる。
----	---

- ③ 老人福祉センター等のバスの運行や管理業務の民営化について検討を行う。

効果	老人福祉センター等の入浴事業の送迎のため、市が所有する3台のマイクロバスを毎週3回（月、水、金）及び第1第3日曜日（日曜日実施の翌月曜日は休み）午前9時過ぎから午後3時過ぎまでシルバー人材センターの運転手により運行しているが、他課の業務との調整運行やバスの管理等の民間委託を行うことによる効率化が推進される。
----	--

- ④ スクールバス及び学校給食センター配送業務の民間委託

効果	車両管理及び運転業務を包括的に委託することにより、職員が本来の業務に専念できる。
----	--

3 効率的な財政運営の確保

サービス需要と供給のバランスを見極め、適切な受益者負担を常に検証するほか、公平性確保のため、賦課金の収納率向上を目指す。また、新たな自主財源の確保のため、税収以外の様々な財源の可能性を探る。

(1) 受益者負担/分担金の適正化

公共施設の使用料や各事業において負担いただいている受益者負担金について、利用者負担の原則に基づき適正に反映させる。

効果	物価変動及び国の税制改正などによる物価水準を反映することにより、適正な負担割合とすることができる。
----	---

(2) 市税等の収納率の向上

① 将来に滞納額を引き継がないためにも、納期を過ぎた市税や各種使用料等の徴収を徹底し、現年度分を中心に収納率を向上させる。

効果	現年度分の徴収率を向上させることで、滞納額を繰り越さない体制を構築する。 納税者負担の公平性が確保される。
----	--

② 徴収体制の充実を図り、県滞納整理機構等との連携や民間ノウハウを活用するなどして、着実な滞納整理を実施する。

効果	滞納分の収納率の向上を図ることができる。
----	----------------------

(3) 新たな財源制度の確保

他自治体で導入されている税収以外の様々な財源について、かほく市における実施の可能性を探るほか、独自の財源創出を検討する。また、公民連携など民間活力を積極的に取り入れることにより、財源・資産の有効活用を図ることが可能となる。

効果	人口減少時代を迎え、歳入が減少する中、独自財源を確保することで、活力のあるまちづくりに資することができる。 公共施設の整備・管理・運営等において、財源・資産の有効活用を図ることにより、生じた財源を他のサービスに充当することが可能となる。
----	---

4 事務事業の継続的な見直し

従来からの慣習による事務体制に甘んじることなく、人事評価に基づく効果的で適正な人員管理や定員管理、給与制度の適正化を行うことで、経済的な見直しを実施するとともに、RPAやAIなどの先進技術の導入検討を行い、時代に即した事務体制を確立する。

(1) 人事評価に基づく効果的で適正な人員管理

年度始めの期首面談により、組織目標、個人目標等を明確にし、認識の共有化を図る。また、人事評価制度^{*}については、中間評価、期末評価の2回に分けて実施、それぞれの結果を勤勉手当^{*}に反映する。総合評価については、職員の昇給に反映する。

効果	人事評価制度によって、職員の向上心・競争意識を生み出し、さらなる資質向上を期待することができる。 従来の勤務評定に替え、より客観性、透明性の高い人事評価制度により、職員の勤務意欲の増進、資質向上が期待できる。 昇任試験にも人事評価を活用することから、能力のある職員が登用され、適正な人員管理につながる。
----	---

(2) 定員管理、給与制度の適正化

定年引上げを見据え、再任用制度^{*}による再雇用者を適正に配置できるような仕組みを構築する。また、行政サービスの多様化、専門化に伴い一般事務職とは別に専門的な知識を有した専門職を必要に応じ配置し、一般職とのバランスを図る。さらに、会計年度任用職員^{*}の人数、業務等を明確にし、全体での適正な職員数を把握する。

効果	再任用職員を適正に配置することにより、新規採用職員数の減少による影響を最小限に抑えつつ、適正な人事管理を行うことができる。 専門職を適正配置させることにより専門的な行政サービスを行うことができる。 それぞれの職の必要性を吟味することで、適正な人員配置ができ、効果的・効率的行政サービスの提供を行うことができる。
----	---

(3) 事務事業の整理合理化

① R P A 及び A I の導入の可能性や必要性を検証したうえで効果的に導入する。

- ・ 先進事例調査・研究
- ・ 職員向けに周知
- ・ かほく市にとって導入効果が高いと思われる業務の選定

効果	今後様々な場面で R P A 等の導入が進んでいくことは容易に予想され、市役所の業務についても例外ではないことから、R P A に関する知識や効果等を職員全体で共有することで、「この業務をこのように」といった提案が生まれ、市として自動化すべき事務を把握できるとともに、導入の目的が明確化できる。
----	---

② 職員定数削減及び制度の複雑化により、人事異動等の際の業務引継ぎが困難となっていることから、事務処理マニュアルの見直しを行い、内容の充実を図る。

効果	業務引き継ぎの円滑化による年度当初などにおけるサービス水準の低下を防止することができる。 人事異動等の障害となる業務の属人化防止につながり、職員の業務横断的なスキル形成が促進されるとともに、業務のブラックボックス化及びそれに伴う不正が防止できる。
----	--

VI 資料《用語解説》

【あ行】

◆ RPA（アール・ピー・エー）

Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略。パソコン上で稼働するロボットの活用による、主にデスクワーク等における業務の自動化を指す。

導入による業務の効率化、品質の向上、人的ミスの削減が期待されている。

◆ 移譲

対等の立場にある者の間で、権利・権限が譲り渡されること。

◆ AI（エー・アイ）

人工知能。コンピューターによって言語の理解や、問題解決などを行わせる技術。

【か行】

◆ 会計年度任用職員

地方自治体の非常勤職員について、地方公務員法の改正に伴い、令和2年4月から制度化されるもの。

これまでのいわゆる非常勤職員について、新たに「会計年度任用職員」という類型を設け、試験や選考で採用することを明記したうえで、期末手当を支給できるようにするもの。

◆ 学童保育クラブ

主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業のこと。

◆ 旧3町の合併

「平成の大合併」により、旧河北郡5町のうち、北部3町（高松町、七塚町、宇ノ気町）が平成16年3月1日に合併し、かほく市が誕生した。

◆ 協働

市民、議会、行政などが、それぞれが独立した構成員として、それぞれが自ら果たすべき役割と責務を自覚して、対等の立場で協力し合い、補完しあうこと。

◆ 勤勉手当

公務員において支給される手当のこと。民間における賞与等のうち、考課査定分に相当する手当として、勤務成績に応じて支給される。

◆ CATV（ケーブルテレビ）

有線テレビ放送のこと。

以前は、地形による難視の解消やビル陰等の都市難視解消を目的とした共同受信が主であったが、現在は、地域社会へ情報提供を行うチャンネルを含むものが多くなっている。

◆ 公文書開示請求

行政機関の保有する行政文書を対象とし、誰でもその開示を請求することができる権利を定めている情報公開法に基づき、公文書の開示請求を行うこと。

◆ 公有財産

地方公共団体の所有する財産のこと。

◆ 公用車

官公庁や地方自治体などの公的機関が業務に使用する自動車の総称のこと。

◆ コンプライアンス

法令遵守。法律や社会のルールに反することなく業務を行うこと。

【さ行】

◆ 財政指標

各地方公共団体の財政基盤の強さを表す指標のこと。財政構造の弾力性を表す経常収支比率や、公債費（地方債の元利償還金）の水準を測る実質公債費比率などがある。

◆ 再任用制度

定年等で退職した国家公務員等の公務で培った知識・経験を公務の場で活用していくとともに、60歳台前半の生活を支えるために設けられた制度のこと。

◆ ^{さんみいったい}三位一体の改革

平成13年に成立した小泉内閣により、国と地方公共団体における「国庫補助金等の廃止・縮減」、「税源移譲」、「地方交付税の見直し」を同時に行うことで、地方分権の推進と国と地方の財政赤字の再建を図る目的で行われた改革のこと。

◆ 市民サービス

ここで言う市民サービスとは、行政が行う市民に対する役務の提供全般を指す。

◆ 社会保障制度

国民の生活を守る公的支援制度で、「社会保険」「社会福祉」「公的扶助」「保健医療・公衆衛生」の4つの柱から成り立つ。

◆ 自主防災組織

災害対策基本法において規定されている、地域住民による任意の防災組織。主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う。

◆ 人事評価制度

年功序列的な給与体系ではなく、能力による給与体系を構築する手法。職員の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、その職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績を評価する。

◆ 審議会

地方自治体などの行政庁に附随する合議制の諮問機関の名称の一つ。

総じて住民各層の利益を代表する事業者・生活者団体委員と、実務・学識経験者などのいわゆる公益委員により組織されることが多く、議会制民主主義を補完する国民参加機関として、当該行政に関する重要な政策方針を策定したり、特定の処分を下す際に意見の答申を行うことなどを目的とすることが多い。

【た行】

◆ 第2期かほく市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期とした計画。第2期では実施期間を令和2年度から令和6年度とし、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考え方を基本に、子どもの視点に立ち、子ども・子育て支援のための取り組みを総合的に推進するため策定するもの。

◆ 地方分権

地方分権は、「中央集権」の反対語として使用されており、できるだけ多くの権限を地方に分散することを意味する。

平成7年に施行された「地方分権推進法」においては、地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向って相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開するうえで国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものと基本理念が明確にされている。

◆ 定員管理の適正化

職員数について、これまでの推移とその要因、現在の状況と今後の課題などを明らかにし、今後の定員管理のあり方について、基本方針、目標、取組内容を定めた複数年度に亘り適正に計画していくこと。

【な行】

◆ 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。

【は行】

◆ ハザードマップ

防災予測地図のこと。自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

◆ パブリックコメント制度

平成 11 年 3 月に閣議決定された意見照会手続き。市が事業を行う前に、できるだけ多くの情報を新聞やインターネット等の方法で公開し、電話やファックス、インターネット等の方法で意見を募集する制度。市民の意見を反映した制度設計とすることができる。

◆ PDCAサイクル

組織・業務管理の手法のこと。

Plan（政策立案）－Do（事業執行）－Check（点検・評価）－Action（見直し）を意味し、この一連のサイクルをまわしていくことで、事業を継続的に改善させていく。

◆ PPP・PFI

PPPとは行政（Public）が行う各種行政サービスを、行政と民間（Private）が連携（Partnership）し民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上や財政資金の効率的使用を図ろうとする考え方のこと。

また、PFIとは公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力や技術的能力を活用して行う手法で、PPPの考え方を行政として実現するための手法の一つのこと。導入により事業コストの削減や質の高い公共サービスの提供を図ることができる。

◆ 福祉巡回バス

平成 20 年 10 月から運行されている運賃無料のコミュニティバス。市民に限らず、誰でも自由に利用することができる。(運行は月～金のみとなっており、さらに曜日によって運行ルートが異なる。)

◆ 防災士

社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有するもの。NPO 法人日本防災士機構の認定が必要。

【ま行】

◆ 窓口ワンストップ化

複数の場所や担当に分散していた関連する手続きやサービスなどを、ひとつでまとめて提供すること。

【や行】

◆ 要介護認定率

介護保険サービスを受けるために、利用者について介護を必要とする状態であるかどうかを判定することを要介護認定といい、被保険者に対する要介護認定者の割合のこと。



かほく市総務部総務課
〒929-1195 石川県かほく市宇野気ニ 81 番地
TEL 076-283-1111 FAX 076-283-4644
ホームページ <http://www.city.kahoku.ishikawa.jp/>